

## 越谷市地域公共交通網形成計画に基づく「新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）」の方向性

新たな公共交通の仕組みの形成(ガイドラインの作成)は、市民の皆様が、越谷市地域公共交通網形成計画の基本方針、計画の目標、実施事業等についてご理解をいただいたうえで、「新たな公共交通の導入に向けた取り組み方法や市民・公共交通事業者・市の役割分担」、「新たな公共交通の運行経費を支える仕組み」について、市民の皆様の意向を把握した上で、ガイドラインの具体化に向け取り組むこととします。

### 平成 28 年度第 1 回公共交通地区懇談会の開催結果について

鉄道駅から 1km もしくはバス停から 300m 以内の区域（乗合交通利用圏域）外の鉄道や路線バスを利用しづらい地域(新規交通検討区域)をもつ市内 7 地区において、ガイドラインの方向性について、市民の皆様のご意見を伺うため、平成 28 年 9 月 23 日から 10 月 11 日の期間に公共交通地区懇談会を開催しました。

7 地区における主な意見は、以下のとおりです。

#### ■新たな公共交通の導入に向けた取り組み方法・役割分担に関する意見

- ・市として、何をやっていくのか。市民に丸投げしている。市が主体となって検討すべき。
- ・地域主体で「新たな公共交通」について、取組むことは良いと思うが、自治会長は 2 年で交代してしまうため、長期間に及ぶ継続的な協議に向いていない。
- ・検討メンバーについてどのように考えているのか。

#### ■新たな公共交通の運行経費を支える仕組みに関する意見

- ・市からの新たな公共交通の運行経費に対する補助率はどれくらいを想定しているのか。
- ・新たな公共交通の運行経費を地域で負担することは、住民に受け入れられづらい。
- ・自治会費から支出は、新しい公共交通を使う人使わない人が出てくるため難しい。
- ・新たな公共交通の運行経費を地域負担するという点については理解できるが、問題は、その割合だ。




#### ■その他の意見

- ・意見を求められても、将来の展望を踏まえて意見を言うのは難しい。
- ・市の方で具体的に提案してくれないと、計画がいつまでたっても動かない。
- ・このような懇談会は、より大きな会場でもっと多くの人に意見を伺ったほうがよい。

### 方向性 1：市民との連携により新たな公共交通の導入に向けて取り組む

新たな公共交通の導入にあたっては、地域の公共交通の特性や課題、また運行のニーズなどを最もよく知る市民の皆様が、自分たちの公共交通を“つくり”“まもり”“育てる”という意識のもと、市や公共交通事業者と連携し、新たな公共交通の導入に向け、主体的に取り組めるよう、今後も、公共交通地区懇談会を開催し、市民の皆様の意向を把握したうえで、「新たな公共交通の導入に向けた取り組み方法や市民・公共交通事業者・市の役割分担(検討体制、市の支援体制、調整体制など)」、「新たな公共交通の運行経費を支える仕組み」などの具体化を進めます。**【越谷市地域公共交通網形成計画 P44、P46】**

#### 【他市事例】

	取り組みの概要
さいたま市	<p>市民、公共交通事業者、市の三者が連携し、公共交通の確保について取り組む。</p> <p><b>【検討の主体】</b> 市民 <b>【運行の主体】</b> 市</p> <p><b>【運行経費に関する基準】</b> 運行経費の 60%を市が補助する</p> <p><b>【基本方針】</b> 運賃体系、運行本数（1 時間に 1 本程度）、時間帯（7 時から 18 時台）、運行日（平日を基本）、運行形態、運行廃止の基準などを定めている。</p> <p><b>【運行形態(検討結果)】</b></p> <p> : ミニバス等運行型（定時定路線型）</p> <p> : 乗り合いタクシー運行型（定時定路線型）</p>
宇都宮市 (地域内交通)	<p>市民、公共交通事業者、市の三者が連携し、公共交通の確保について取り組む。</p> <p><b>【検討の主体】</b> 市民 <b>【運行の主体】</b> 市民</p> <p><b>【運行経費に関する基準】</b> 運行経費の 2/3（約 66.7%）を市が補助する。運行経費の 1/3 は、運賃収入のほか、地域支援金（各自治会負担金、地元企業からの協賛金など）で達成する。</p> <p><b>【基本方針】</b> 地域に見合った運行システム・サービス水準を地域自ら検討し、運行に至るまで地域が主体となり、地域全体で運行を支えることで、持続可能な公共交通の確保・維持に取り組んでいる。</p> <p><b>【運行形態(検討結果)】</b></p> <p> : 乗り合いタクシー型（定時定路線型、デマンド型）</p>

## 方向性2：新規交通検討地域において新たな公共交通について取り組む

本ガイドラインの対象となる地域は、原則として、鉄道駅から1kmもしくはバス停から300m以内の区域（乗合交通利用圏域）外の鉄道や路線バスを利用しづらい地域（新規交通検討地域）のうち、下図のGとH以外の破線で囲まれた地域を対象とします。【越谷市地域公共交通網形成計画 P34～P35、P43～P45】

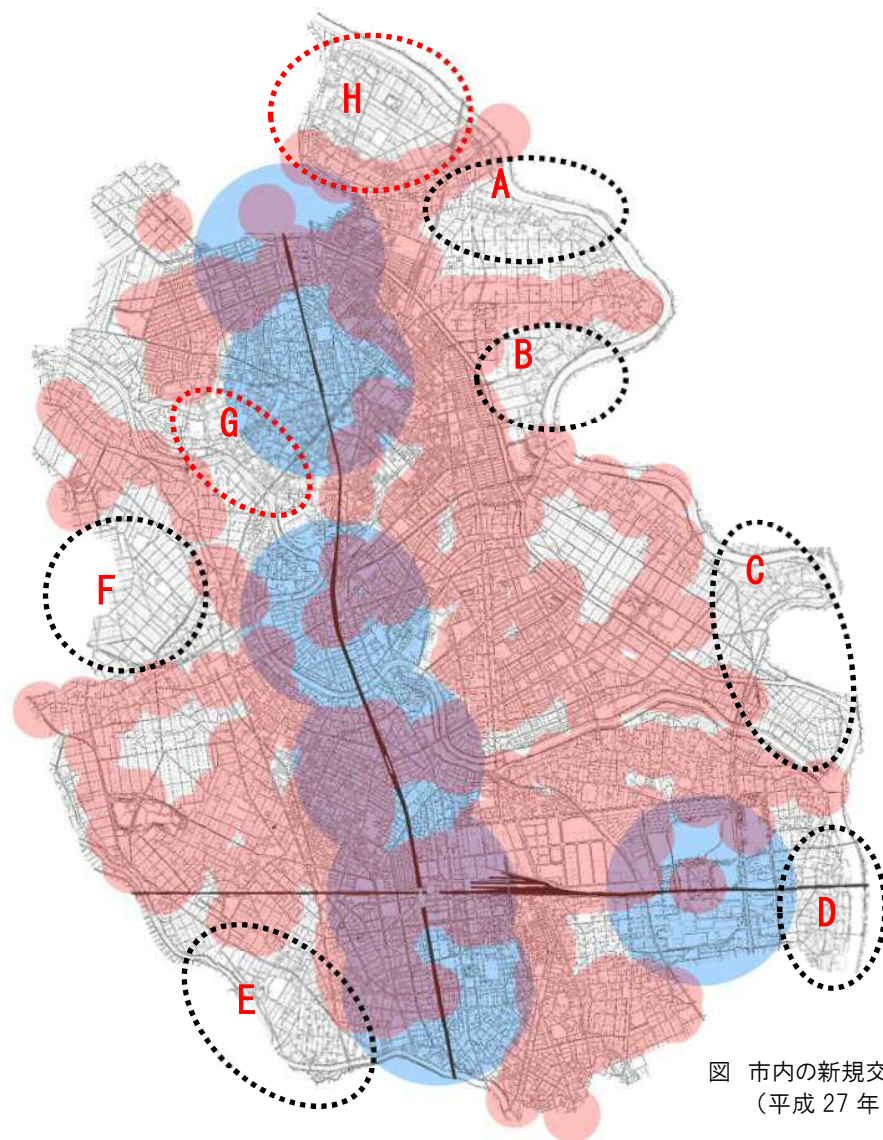


図 市内の新規交通検討地域等  
(平成27年10月時点)

- 灰色 乗合交通利用圏域(鉄道駅から1km  
もしくはバス停から300m以内の区域)
- 白色 新規交通検討地域  
(乗合公共交通利用圏域外)

### 【対象となる地域】

1. 新方地区 (A, B)
2. 増林地区 (C)
3. 大相模地区 (D)

4. 出羽地区 (E)
5. 荻島地区 (F)

【対象外となる地域】都市計画道路等の整備とあわせ民間バス事業者によるバス路線を目指す地域】6. 大袋地区 (G)、7. 桜井地区 (H)

### 【他市事例】

	取り組み地区
さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内で、鉄道駅から1km、バス停から300m圏外の区域</li> <li>・市街化調整区域で、人口密度が概ね2,000人/km<sup>2</sup>以上かつ高齢者率(65歳以上)が市の平均以上の既成市街地であり、鉄道駅から1km、バス停から300m圏外の区域</li> </ul>
宇都宮市 (地域内交通)	<p>旧宇都宮市(本庁管内)以外の13地区</p>

## 方向性3：既存の公共交通と競合しない新たな公共交通の導入を検討する

新たな公共交通は、既存の公共交通と競合しないよう、共存、共栄、連携を図ることを基本方針とし、既存のバス停、公共施設、駅などを拠点とした持続可能な公共交通を、市民の皆様との連携により導入を検討するものとします。【越谷市地域公共交通網形成計画 P44、P46】

